

報告第 27 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成 23 年 11 月 25 日提出

市川市長 大久保 博

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

平成23年11月10日

市川市長 大 久 保 博

記

損害賠償請求事件に関する訴えの変更について

平成23年9月市川市議会定例会において同月9日に可決された議案第27号の「損害賠償請求事件に関する訴えの提起について」の内容の一部を以下のとおり変更する。

1 訴えの相手方の追加

京都府京都市中京区西ノ京桑原町1番地

株式会社島津製作所

代表取締役 中本 晃

2 訴えの趣旨の変更

大気汚染常時監視自動計測器の製造販売業者が、公正取引委員会から談合を行っていたと認定されたことに伴い、平成16年度から平成18年度までの契約に関して市が被った損害について、東亜ディーケーケー株式会社、株式会社堀場製作所、紀本電子工業株式会社及び株式会社島津製作所に対し、連帯して1070万5422円（うち株式会社島津製作所にあつては723万4836円）及びその遅延損害金を支払うよう請求する。